

大坂町奉行所与力八田家と「八田家文書」

保田 恒雄[†]

Osaka Town Magistrate's Office Yoriki Hatta Family and "Hatta Family Documents"

Tuneo Yasuda

1. はじめに

大坂町奉行所与力は、幕府遠国奉行、大坂町奉行の家臣ではなく御抱身分の属僚である。

このことについて、江戸時代初期の秋田藩の家老であった梅津政景の日記[1]に、東西町奉行に与力各25騎が預けられたとの記載がある。

(八月)廿三日
(前略)

一、嶋田清左衛門殿・久加谷忠三郎殿大坂為軍代、昨日 公方様仰出、今日御下被成候、知行三千石つ、御取候由、與力貳十五騎つ、御預之由、右之様子ニ付、清左衛門殿へ御使ニ参候、屋形様にも御出被成候、また台徳院殿實紀卷51、元和5 (1619) 年9月10日条[2]にこの日嶋田清左衛門直時。久貝忠左衛門正俊。水野半左衛門守信。大坂町奉行命ぜられ。正俊は千五百石加賜せられ三千石になされ。其餘與力同心給料とて。五千石下され八千石になる。(中略)(重脩譜久貝を正月十五日。水野半左衛門守信を二月二日。嶋田を二月七日とすといへども。其時は大坂いまだ松平下總守忠明が領地なれば。大坂町奉行命ぜらるべきにあらず。元和年録によりて此日に係く)(春日社記、元和年録、寛政重脩譜)

とあり、嶋田清左衛門は鉄砲頭、久貝正俊は目付から大坂町奉行に就任し、奉行に附属させられた与力は、大坂町奉行所与力として赴任した。地付役人の始まりである。奉行は旗本だが、与力は徳川幕府の「抱入り」つまり雇人である。そして、同心は地付の雇人として、奉行所に雇用されたものと考えてよいだろう。大坂町奉行所とは、徳川家の旗本を頭にし、幕府に雇われた与力と、機関(奉行所)に雇われた同心の三層構造の組織であったが、互いに主従関係はなく、その構造は幕府解体まで変わらなかった。代官所の手附・手代のように実力が認められ、「御目見得」に昇進することも、他所へ転役することもなかった。与力の

役掛が初任掛の「定町廻」から最上位掛「諸御用調役・同心支配」までの役掛を異動し、職務・職責が替わるが身分関係に変更は生じない。僅かに、幕末に西組与力の内山彦次郎は功により「御勘定格」[3]となり、「御抱え」から「譜代」になるが、あくまで御家人格であり、「御目見得」格の旗本ではなかった。

奉行所与力・同心は、出世を望み職務に励んでいたと考えられるが、泰平の世の中では戦功をあげる機会もなく、重き職に就くことや功績をあげて跡継ぎに跡番を引き継ぐことだけが現実であったと考えられる。

与力自身が書き残した「八田家文書」を考察することにするが、その前に大坂町奉行所関係の文書の所在について言及し、確認することから始めたい。

2. 大坂町奉行所史料の散逸

徳川幕府関係の文書は、幕府の滅亡時に公文書の多くが廃棄・散逸した。しかし江戸(東京)では、南町奉行所与力であった佐久間長敬が町奉行所の文書を管理して新政府側(市政裁判所)に引き渡し、『御仕置例類集』・『御触書集成』や『市中取締類集』などが『旧幕府引継書』として残されている。一部は火災や地震・震災によって焼失したものもあるが何れも、江戸時代に関する貴重な史料である。

しかし、大阪では意図して廃棄されたのではなく、『大阪市史』の編纂主任であった幸田成友博士は、『讀史餘録』[4]で、

御触口達類は必ず町奉行所にその原本があったに相違ないが、維新の際に暴民が乱入して、いわゆる分捕りを行った。何でも持運ばれるものは、諸道具は勿論、昼でも襦でもドンドン担ぎ出し、最後に帳面類までも担ぎ出してしまった。これには薩長兵が大阪を占領してから、政治を執るのに第一に困難したという事実がある。

と述べているように、紙類(奉行所文書)も持ち出され

[†]2021年度修了(人文学プログラム)

「畳や建具」までもが持ち出しされたのである。15代将軍徳川慶喜は慶應4（1868）年正月6日にも大坂城を脱出し、陣中に伴った側近や妾、老中の板倉勝静（かつきよ）と酒井忠惇（ただとし）、会津藩主・松平容保（かたもり）、桑名藩主・松平定敬（さだあき）らと共に開陽丸で江戸に退却している。この時、上陸して不在であった開陽丸艦長の榎本武揚（たけあき）には江戸への退却を伝えておらず、武揚を戦地に置き去りにしている。そして大坂城代以下在坂勤務の大名・旗本は、異国船のフランス船によって大坂を去っている。このことは町方の記録「慶應四辰（1868）年日記」[5]にも、当時の大坂の混乱が記されている。当然、大坂の市政に関する文書は、引継書も作成されていないので、役人の私的な扣や覚と町方が所有している文書類だけであったと考えられる。

『大阪市史引用書解題未定稿（上）』[6]によれば、『大阪市史』編纂の際幸田成友は予備調査で東京の図書館の蔵書を調査し、のち大阪市内の旧家や所蔵家を訪ねて史料採訪が始まり、最初は旧東町奉行所与力の関根一郷氏や古書肆で蔵書家の鹿田静七氏から貴重な史料を筆写・収集し、大阪市史引用書としてまとめていたが、多くの史料は現在大阪市史編纂所には伝えられていない。このことは、資料等の保存・伝承の困難さを如実に示している。今後の資史料の保存・伝承の大きな課題であろう。

そのような現状で、大阪市史編纂所は古文書史料を収集調査し現在『大阪市史史料輯』として発行続け、現在も調査を継続しているが、かつて大坂東町奉行所与力であった八田氏が数代に渡って書き残した「八田家文書」と呼ばれる文書類が全国各地で所蔵・研究されているので、次項で紹介する。

3. 大坂東町奉行所与力家の「八田家文書」

大坂町奉行所与力には「八田五郎左衛門」を名乗る本家と、「八田伴右衛門（八田軍平）」を名乗る分家の2家が存在する。いわゆる「八田家文書」は何れも「八田五郎左衛門家」の代々の与力が残した文書であり、「八田伴右衛門家」の与力が残した文書類は確認されていない。

3.1 大坂東町奉行所与力の八田家

八田家の由緒書によれば、初代は鈴木茂左衛門を名乗り徳川家康に仕え、三河の土蔵番を勤めたが、火事の為書類がなく詳細は不明である、2代・鈴木三九郎は慶長14（1609）年に父の跡を継いで久貝忠三郎（正俊）組御徒として仕え、大坂両度の陣に御供し、水野勘三郎組のとき本姓の八田に苗字を改め八田五郎左衛門を名乗り、元和5年上洛際に御供し、久貝忠左衛門（正俊）が初代大坂町奉行に命じられた時、与力として仕え、承応元（1652）年8月病気により番代わりを願い出、同9月病死。その後3代目八田弥三右衛門、4代目八田伴右衛門と跡番代を仰せ付けられた。そのとき八田軍平が分家を設立し同じく東組の与力

として召し抱えられている。

その後5代・6代・7代と八田五郎左衛門を名乗り、跡番代を勤め、8代目の八田五郎左衛門と続いている与力の家柄であり、本家・分家共に幕末まで続いている。

大坂東町奉行所与力の職務を精励し代々「八田五郎左衛門」の名を継ぐ5代から7代の八田家の当主は職務に必要な事柄を控えや覚えとして書き残した文書類が「八田家文書」と呼ばれ、後世に伝えられてきたものであるが、残念ながら八田家の署名のある文書は一カ所ではなく、九州大学（24件）、香川大学（1件）、神戸市立博物館（41件）、大阪商業大学商業史博物館（27件）、そして東京大学（1件）と5カ所に分けて所蔵されて各地で研究が進められている。九州大学と東京大学では司法・裁判関係の文書、神戸市立博物館には奉行所の吏僚組織に関わる文書、そして大阪商業大学商業史博物館では経済関係（蔵屋敷・両替商）の文書を多く所蔵しているので、各地の保存史料の概略を述べる。

3.2 九州大学法学部の「八田家文書」

昭和9（1934）年9月『国家学会雑誌48巻9号』[7]に九州大学の金田平一郎教授が「徳川時代の分家法註解」を発表した。これは、『御仕置雑例抜書』と題する史料の中に含まれる一連の判例、法規範に便宜的につけた名前であるが、金田教授は『御仕置雑例抜書』の表紙に所持者名「八田五郎左衛門」とあり、この大坂分散法は少なくとも宝暦前後のものとして推定できるとし、ほかにも所持者「八田五郎左衛門」が記されている法律雑書を数部九州大学法制史研究室に所蔵していると次の文書を紹介している。

- (一)「御吟味物科書并御伺書扣（寛保前後）」1冊
- (二)「吟味御用落着書（寛保～寛延）」2冊
- (三)「諸吟味落着書留（延享）」3冊
- (四)「盗賊吟味役日記（宝暦）」6冊
- (五)「吟味御用留（宝暦）」1冊
- (六)「諸御用伺書（宝暦～明和）」2冊
- (七)「御用日記（宝暦）」1冊
- (八)「諸吟味窺書写（天明）」4冊

金田氏はこれらの文書から所持者「八田五郎左衛門」なるものを推量し、「盗賊吟味役日記」の宝暦11（1761）年12月分の中の証文宛名に「岡部対馬守殿御組与力八田五郎左衛門殿」とあることから吏員であったことが判明し、宝暦13（1763）年刊の大坂武鑑を調査し八田五郎左衛門は宝暦時代の分家勤務の幕吏であったと検証している。

現在九州大学法学部には法制史料として金田平一郎教授が中心となって収集した史料が4,828点所蔵（平成31（2019）年2月現在、九州大学法制史料）されており、そのなかには23点の署名のあるつぎの「八田家文書」が九州大学附属図書館記録史料館所蔵史料一覧より確認できた。

(1) 八田五郎左衛門が作成したもの

- ① 播州姫路領百姓狼藉一件・御吟味方覚書（寛延2）
- ② 播州姫路領百姓狼藉一件・於加古川駅御用日記（寛

延2)

- ③ 播州姫路領百姓狼藉一件・諸伺并御下知留（寛延2）
 - ④ 播州姫路領百姓騒擾一件・姫路領百姓共捕方并都而之取沙汰等聞合一件（寛延2）
 - ⑤ 吟味御用落着書（二と同じカ）（寛保3～宝暦3）
 - ⑥ 吟味御用留（五と同じカ）（宝暦6年正月より）
 - ⑦ 御代官揖斐十太夫殿支配西国筋之者江京大坂町人より相懸候金銀出入之儀ニ付十太夫殿且御勘定奉行江御懸ケ合一件留他（江戸期）
 - ⑧ 地方之儀覚書（江戸期）
 - ⑨ 中嶋鈴木召捕一件留（中嶋為右衛門一件留）（宝暦12）
 - ⑩ 御吟味物科書并御伺書控（一と同じカ）（江戸期）
 - ⑪ 御仕置雜例抜書 百箇条（江戸期）
 - ⑫ 御仕置雜例抜書 百箇条（八田五郎左衛門控）
 - ⑬ 諸御用御窺書 三・五（明和4～5）
 - ⑭ 諸吟味窺書之写（八と同じカ）（天明期）
 - ⑮ 新規御米蔵御普請所 御用日記（七と同じカ）（宝暦2年～6月）
 - ⑯ 盜賊吟味役日記（八田五郎左衛門）（四と同じカ）（宝暦）
- (2) 八田定保が作成したもの
- ⑰ 御吟味掛り御役所もの日用控（明和9）
 - ⑱ 吟味糺物 日用控（安永3）
 - ⑲ 公務日記（昭和12年石井良助所蔵謄写）（明和5）
 - ⑳ 書掛り覚帳（明和6～）
- (3) 八田又は八田某と考えられるもの
- ㉑ 吟味方覚帳（天明8）
 - ㉒ 春免極或問（文化13）
- (4) 八田伴右衛門宛のもの
- ㉓ 牢舎人科書（享保7～10）

昭和9年当時に比べて蔵書が増えているが、研究が進み内容が確定したのか文書の存在を確認できないものもある。

八田五郎左衛門については、関西大学の春原源太郎氏も『大阪の町奉行所と裁判』[8]で、次のように述べている。

大坂町奉行所の与力は各々の担当事務についていろいろの留書、写しの類を書き残している。そのうち与力八田五郎左衛門所持の文書は手続書や裁判例などにしばしば引用されるが、在勤年数があまり長すぎる。おそらく父子あるいは三代にわたり、大坂町奉行所の与力であったと考えられ、(略)

金田氏や春原氏はいずれも法学者であったので、「八田家文書」を近世の司法史料として研究対象にし、活用していたのである。

また最近では、名古屋大学の神保文夫教授が、八田五郎左衛門所持の法律書を江戸時代の法実務及び実務法学のあり方をよく示す史料として研究を進め、『近世法実務の研究 全二冊』[9]を発表している。

3.3 神戸市立博物館の「八田家文書」

神戸市立博物館の「八田家文書」は全部で109点を数える。この「八田家文書」を旧蔵していたのは、関西学院大学教授の藤木喜一郎氏で、古書肆より購入したものと思われる。「八田家文書」には、かつて大阪商業大学の教授であった佐古慶三氏の蔵印が押されている文書がある。佐古慶三氏が収集された文書の一部は、大阪商業大学商業史博物館に「佐古慶三教授収集文書」として収蔵されている。残りの文書は売却され、藤木喜一郎氏が手に入れられたのではないか。氏の没後、遺族の手を離れ、変遷を経て、昭和57（1982）年度に神戸市立博物館が入手したもので、大坂町奉行所の組織や吏僚に関係する史料である。この109点の史料を同館は整理し『館藏品目録考古・歴史の部 11古文書Ⅱ』[10]を作成している。

この「八田家文書」を、神戸大学の曾根ひろみ氏が『大塩研究』[11]に、「八田家文書」について、と題し寄稿し、金田平一郎氏の「徳川時代の大阪分散法註解」に八田五郎左衛門の名前があったことや、「八田家文書」に言及していることを紹介している。その後、大阪歴史学会の研究会で「八田家文書」が神戸市立博物館で所蔵されていること知り、神戸市立博物館の八田家文書の調査を進めていくうちに、同館には奉行所の吏僚組織に関わる史料のみで直接裁判に関わる史料がほとんどないことを確認し、「徳川時代の大阪分散法註解」で裁判関係の史料を九州帝国大学法学部が所蔵していたことから、九州大学法学部に現在も収蔵されていること確認調査している。そしてこれらの調査をもとに昭和62（1987）年「与力・同心論—十八世紀後半の大坂町奉行所を中心に—」[12]を発表している。

つぎに、経済関係（蔵屋敷・両替商）の文書を多く所蔵している大阪商業大学商業史博物館の「八田家文書」について述べる。

3.4 佐古慶三氏蒐集の「八田家文書」

大正15（1926）年に、大阪高商・大阪商史学研究室が創立47周年祭行事の一環として「大阪商史学資料百種展」を開催し、佐古慶三氏蒐集史料を中心に百点の古文書史料の公開している。その時に発行された『大阪商史学資料百種展観書解説』[13]には「八田本」と称する、八田五郎左衛門控や八田控の記載のある史料20点が他の史料と共に紹介されているので紹介する。

(1) 蔵屋敷に関するもの

- ① 諸家留守居江被仰渡ケ條書，写本一綴，八田五郎左衛門控，安永八年四月刊
- ② 諸家留守居江被仰渡ケ條書，写本一綴，八田五郎左衛門控，安永八年四月刊〈注記〉二書共に町奉行所より諸家留守居心得方を申渡せしに対し、銘々承知判形を為す，其写本なれど若干の相違を見る

(2) 米市場に関するもの

- ③ [大坂米賣買仕用書]，文化四丁卯年御城代松平能登守殿御尋に付御書上に成候地方役之留写，原本一

- 綴，八田控〈注記〉大坂表に於る米売買即ち蔵米，正米，帳合米，小商（石建商若くは虎市とも云う）を説明する。所々八田個人の私見を挿註すること夥し
- ④御用金一件に付米相場引立方御世話之次第，原本一冊，八田五郎左衛門控，起文化十年七月〈注記〉幕府米価調節を策し御用金を命ず。為に役掛に於て始終米相場の推移を録し，其対策を書綴る。
- (3) 株仲間に関するもの
- ⑤仲間改帳目録，原本一冊，八田五郎左衛門控，推宝曆七年十二月〈注記〉株仲間名前帳前書（市史第五所収）に続くもの，採取の数極少きを憾みとするも，質屋，古手，古鐵屋の三仲間を除外せば，他は悉皆水商売に属し殊に，傾城屋共御仕置承知候判形帳，傾城屋共差上候手形判形帳，傾城町茶屋共判形帳を収録せるを以て珍重するに足る
- (4) 川船に関するもの
- ⑥大坂諸川船一件明細書，原本一帖，扉大坂諸川船一件覚書，八田五郎左衛門控，宝曆七年五月
- ⑦極印方掛り諸願諸吟味者御裁許下済等に成候分書留，原本一冊，八田五郎左衛門控，起明和四年閏九月，〈注記〉町奉行所極印方掛り御用，安治川船之内二十九艘株上ヶ願御聞届候事以下十九件の留書
- ⑧〔居取米御尋ねに付御答書案〕，案文一綴，〈注記〉「御拂米買請人共御蔵堀々々御米引取候節上荷船茶船之者共江居取米と唱相渡候儀に付御尋の趣左に奉申上候」との袖書に依て案文の由来が判る
- (5) 家質に関するもの
- ⑨家質奥印差配所取計方当用覚書，原本一冊，八田五郎左衛門控，推明和八年八月〈注記〉家質奥印差配所の出願に対し，町奉行所掛役に於る裁許取計方の覚書
- ⑩家質奥印差配所御益金上納一件取計方留，原本一冊，八田五郎左衛門控，明和七年十二月乃至同八年九月
- (6) 訴訟に関するもの
- ⑪公務控，原本一冊，八田控〈注記〉本書は深源録，裁判至要等と其性質を異にし，訴訟に関する規定，手続并に訴訟の形式を網羅する。殊に葉種売掛出入，両替通取引残銀出入，不渡手形出入，身体限出入以下商事に関するもの夥し
- ⑫大坂御仕置覚書，原本一折，八田五郎左衛門控，延享二年十二月〈注記〉主に金銀出入の取捌方を説く
- ⑬吟味御用覚書，原本一冊，八田五郎左衛門控，起決宝曆二年正月乃至同三年十月〈注記〉町奉行所吟味役掛りの御用覚書
- ⑭東御掛盜賊方御役所付諸吟味物御伺書目録，原本一冊，八田五郎左衛門控，起決寛延三年乃至宝曆十四年
- ⑮西御掛盜賊方御役所付諸吟味物御伺書目録，原本一冊，八田五郎左衛門控，起決寛延四年乃至宝曆十四年〈注記〉両者共に吟味役掛り與力八田五郎左衛門の吟味物伺書目録，一見克く出入の件名及其仕置を知悉するを得
- ⑯〔振手形出入御捌心得〕，原本一綴，八田控〈注記〉両替屋振手形に関する取捌方を記す
- ⑰〔佐賀藩蔵屋敷振出し空米切手出入一件留〕，本文一綴，八田控〈注記〉佐賀蔵振出し空米切手に対し堂島米仲買出訴，右出入に関する役掛りの備忘録
- ⑱朝鮮人參吟味一件御奉書并上ヶ書留，本文一冊，八田五郎左衛門控，起明和元年十一月〈注記〉朝鮮人来朝之砌朝鮮人參抜商内の風聞宣伝さる。町奉行所は極力右風聞の審議を確むる為に大袈裟なる吟味を試みる
- ⑲唐朱売買仕候一件御仕置窺書，原本一冊，八田控，推宝曆十二年〈注記〉朱座を経ず唐朱抜売買を営みしものを入牢御仕置にせし窺書
- ⑳材木椶に取組候儀及争論候一件御裁許書，原本一綴，八田控，宝曆十年二月〈注記〉筏組に拠る材木運搬は，当然上荷船の特権を無視することとなるを以て，材木屋との間に紛議発生，仍て町奉行所は在来の慣習と極印の独占とを案配裁断して，半は従来之通筏組に他の半は新に船積に拠る可きものとしたここで，これらの史料を蒐集していた佐古慶三氏について少し触れたい。
- 佐古慶三氏は，明治31（1898）年に大阪船場（現大阪市中央区）に生まれ，大阪高商（現大阪公立大学）や東京高商（現一橋大学）に学び，東京高商の三浦新七教授（後の一橋大学学長）に，「日本の経済史をやるなら古文書のくずし字が読めないとだめだ。京都へ行け」といわれ，大正10（1921）年，京都帝国大学に入学している。6年間，三浦周行（ひろゆき）教授について古文書の研究と史料の発掘に没頭した。その間，当時の大阪市長關一（せき・はじめ）や大阪市編纂主任であった幸田成友慶応義塾大学教授などの知己を得て，『大阪市史』の編纂史料すべてに目を通し，蔵屋敷と両替に関する資料の少なさに驚き生涯のテーマに掲げることを決め，古書の“鬼”となって古書店や夜店などを回り資料を漁り，大坂に関わる資料を多く入手している。大正13（1924）年には，自ら集めた地図を中心に『古板大坂地図解説』[14]として市民博物館の地図展覧会の目録用に出版しているが，同年日本経済史の開拓者といわれた本庄栄治郎京大教授の『日本社会経済史』[15]の間違いを学生でありながら「日本社会史の著者に先ず聴聞申す一箇条」という題で悪口を書き，教師の雑誌に在校生を載せるのはけしからんとし問題になり，このことで軋轢が生じ，以後関西の大学での仕事の道を閉ざされる。間違いを見過すことができないという研究姿勢が顕著に表れている。昭和2（1927）年29歳のときに，『佐賀藩蔵屋敷拂米制度』[16]を著すが，以後研究者としての仕事はなく先輩などから頼まれ雑誌の編集を手伝うことになるが，昭和

40 (1965) 年に私大教員の増員政策により、関西の大学からも声がかかったが、一度「講義を持ちたい」と希望し、大阪商業大学で商業史を初めて教えることになった。

昭和40 (1965) 年8月に道頓堀川の底地所有権を争った「道頓堀訴訟」が起こり、大阪法務局から被告側の鑑定人になれという依頼があり、安井道頓などという人間はいなかったとし、原告の安井家側は敗訴した。このとき同じく大阪市の鑑定人であった牧英正大阪市大教授が『道頓堀裁判』[17]のあとがきで、「佐古慶三先生は大阪の歴史地理の第一人者である。まず私は先生によって蒙を啓かれたし、私自身が追跡を開始してから、先生の調査された足跡を知り、改めて敬服した」と述べている。

そして、佐古慶三氏が収集した文書は、昭和58 (1983) 年秋、「佐古慶三収集資料」約三千点が商大資料室に収められ、平成元 (1989) 年に91歳で没している。大阪商業大学商業史研究所が平成4 (1992) 年3月に「佐古慶三教授収集文書目録」を発行。「佐古慶三教授収集文書目録」には2,435点掲載され、「八田」等の署名のある文書が27件確認できる。

佐古慶三氏は研究の原点は古文書にあるとして、研究分野である経済史の史料収集の際、幸田成友博士の助言などもあって、郷土資料の収集が「八田家文書」となるとまあっていったのではないと思われる。別名「まぼろしの教授」と呼ばれている佐古慶三氏には、不明な点も多々あり、国立国会図書館が「著作者情報公開調査」で佐古慶三氏の公開調査を令和元 (2019) 年11月から開始し、令和2 (2020) 年3月25日著作権法第六十七条第一項により文化庁長官裁定を受けて著作物が公開されている。

ほかにも、東京大学法学部に「公勤御用日記」(八田定保, 1767年) が、香川大学神原文庫に日記「安永五年申年」(八田定保, 1776年) が所蔵されているが、東京大学法学部法制史資料室所蔵リストに大坂町奉行所関係の文書が何点か確認できる、「八田家文書」の一部かもしれない。今後の研究を期待したい。

なお、貴重な史料が必ずしも保存伝承されるとは限らないが、山本秀樹岡山大学教授[18]が「八田家文書」について、古文書史料の保存調査の難しさについて言及されているので紹介する。

大阪商業大学商業史博物館・神戸市立博物館に分かれて所蔵されている八田家文書は、その蔵書印によると、双方共に佐古慶三氏の旧蔵史料である。その佐古氏が八田家文書を入手したのは、慶應義塾大学所蔵の幸田成友転写文書識語によれば、古く明治末年まで遡る。八田家文書の分散は、明治末年に始まっているわけである。一方九州大学法学部・東京大学法学部・香川大学附属図書館神原文庫に所蔵されている八田家文書は、東京神田の巖松堂書店古書部が扱ったものである。いずれも昭和前期、第二次世界大戦前の事である。昭和期には一古書店を介して、分散していることは明らかであるから、もはやどれほどの数の文書が、

図書館・個人に分散したかは計り知れない。

なお、大阪市史編纂所には、「八田家文書」として分類保存はなされていない。

佐古慶三教授収集文書目録の「元和五未年分享保五子年迄古例集 浅羽」(元和5[1619]年～宝暦11[1761]年) [19]と次に紹介する大阪市史編纂所所蔵の『金言抄』(編纂係蔵) 共に八田五郎左衛門家由来の文書と考えられ、現状に甘んじている与力や同心を叱咤・激励する文言が多く含まれている。

3.5 大阪市史編纂所の『金言抄』

大阪市史編纂所は標題に『金言抄』という古文書を所蔵している。この文書は、安永・天明期 (1770～80年代) に大坂町奉行所東組与力であった八田五郎左衛門定保 (7代目) が職務上参考と思われる文書や記録の控を綴った文書である。大坂町奉行所西組与力の勝部元春が文書を筆写し、文化4 (1807) 年に一冊にまとめたもので、勝部元春の署名があり、次の十三編の史料が合綴されている。

(1) 武家諸法度

安永5 (1776) 年の武家諸法度。東町奉行水野若狭守が所持していたものを、寛政10 (1798) 年3月に八田定保が筆写した。

(2) 御改正感状抄

天明7 (1787) 年7月、寛政改革の趣旨を松平定信が布衣以上の者に伝えた内容を、東町奉行小田切土佐守が町奉行所の者も心得るようにと交付したもので、定保が注記を加えたものに、寛政5 (1793) 年4月に東町奉行坂部能登守が一覧し仲間勧善のため奥書を記したものである。原本は神戸市立博物館の「八田家文書」(番号61「松平越前守殿御教諭感状二付、注釈書」) である。

八田定保が加えた注記には、町奉行所の与力・同心が心がければならない点を二つあげている。

- ①庶民と接するので彼らの手本となるよう、確かな役人と信頼されるよう努力せよ (吏の心得)。
- ②捕縛や軍役の御用を果たすための武芸や馬術に心がけること (武の心得)。

なお、天明7 (1787) 年8月には、文武の師範である与力を調べる触れも出ている。

(3) 両御組与力古格追々相省候次第手覚書

大坂町奉行所の与力が当初軍役をはたすために大坂へ赴任し、二百石の知行を受け幕臣並みの家格を誇っていたが、次第に古格を失っていく。ことのあらましを八田五郎左衛門定保 (7代目) がまとめたものである。かつて幕臣並みの家格を誇っていたが次第に古格を失っていた経過を八田定保がまとめて所持していたもの。

両御組与力古格追々相省候次第手覚書[20]

両御組与力之内二者、

神君様参州御在城之節分奉公相勤、慶長・元和年中御陣之節、并五年

台徳院様 御上洛之節も供奉仕、京都二條於御城大坂

町御奉行嶋田越前守殿・久貝因幡守殿江始而被仰付候節、御組与力ニ被召加、当表江引越候以来連綿実子又者養子ニ而相統仕来候者も有之、又者町奉行組与力始而被仰付候砌、被召出候以来実子又者養子ニ而連綿相統仕候者茂有之、西御組之儀者越前守殿御死去之砌、一旦因幡守殿御壺人之御勤ニ罷成候節、一同浪人仕候得共、其頃東御組之明キ江被召出、其俣連綿相統仕候者も有之、其後曾我丹波守殿江西御奉行被仰付候節被召出候以来連綿相統仕、又者東御組の御組替ニ而西御組ニ罷成、連綿相統仕候者も有之、明キ跡等も御組与力老分之者勤功を以俣共新規ニ被召出、或者身寄之御組之者次男等を被召出候儀も有之、稀ニ者別段ニ御抱入之者茂有之候得共、何れ元録年中之頃百百年程以来ニ、他々新規ニ御抱入并御入人等被仰付候儀無之、多分（後略）

それには、大坂町奉行所与力である八田家の祖先は、三河の徳川家康公にお仕えし、二度の大坂の陣にもお供をし、徳川秀忠公の上洛の際にもお供をした。そして二條城で嶋田越前守直時・久貝因幡守正俊様が大坂町奉行に任せられたとき、その組与力に召加えられ大坂へ移り住み、以来実子や養子に相統し、これまで続けてきているとしている。

(4) 五気談

譜代幕臣並みの古格を誇った与力が、その地位に甘んじた与力の気質が多様化したことを指摘しその長所欠点を5つのタイプに分け列挙したもの。

(5) 下吏政要談

出入筋・吟味筋を担当するときの心得を、八田の体験談を交えて記載

(6) 尚書呂刑篇政事五過

中国の五経の一つ『書経』の刑に関する編「呂刑」の注釈書

(7) 岡見草

八田定保が公事の出入筋を扱う心得をまとめ、担当役人に自分の欠点をよく理解して対処するようにと述べている。

(8) 寛永年中久貝因幡守殿与力連名帳

寛永12（1635）年武家窮亡の際、幕府が両町奉行付与力に50両、同心に5両宛を貸与し、十ヶ年賦を以て返納させた時に、両町奉行付与力が連署して差出した借金証文。

(9) 元和5（1619）年両町奉行並与力知行郷村帳

河内国に於ける与力知行地の村々の石高帳。

(10) 先年入御覧候由緒書

宝暦12（1762）年に大坂へ赴任する東町奉行鶴殿和泉守に6代・八田五郎左衛門が江戸にいる鶴殿に八田家の由緒書を送ったものの写で、内容は神戸市立博物館蔵の「八田家文書」にある「先年入御覧候由緒書」とほぼ同じである。

寶暦十二壬午年閏四月私由緒書之趣忠左衛門様へ御頼ニ付書抜仕江戸表江差出候扣[21]

覚

一私家筋之元祖鈴木茂左衛門儀

家康公様御代ニ御土蔵番相勤罷在、病死仕、名跡右茂左衛門悻三九郎儀「此三九郎儀ニ八田五郎左衛門与と改、則私高祖父ニ而御座候」

秀忠公様御代慶長年中御徒相勤、久貝忠三郎様御組ニ而大坂夏・冬両度御陣之御供相勤、其後水野勘八郎殿組ニ罷在候処、元和五己未年御上洛之刻、於二條御城久貝忠左衛門様「後ニ因幡守様与御任官」大坂町奉行被仰付候節、忠左衛門様御組与力ニ被召加、地方高式百石於河州被下置候事（後略）

この史料には、(3)両御組与力古格追々相省候次第手覚書の内容と同様に八田家の元祖である鈴木茂左衛門が家康公の土蔵番であったことや二代目鈴木三九郎（八田五郎左衛門と改める）が秀忠公のとき御徒を勤め、久貝忠三郎様にお供し二度の大坂の陣でお供を勤めた。そして二條城で久貝忠三郎様が大坂町奉行を仰せつかったとき組与力となり河内国で二百石の知行を給せられ、騎馬の格式を受けていたとしている。

(11) 御陣中御先代様江之御来状

大坂冬の陣で、久永源兵衛なる人物がのちに初代大坂町奉行となる久貝正俊に当たった双方の「同心」に関する内容が書かれた二通の手紙の写しで、八田家が所持していた。これは八田家が大坂の陣以来、久貝の配下であることを示すものとしている。

大坂冬の陣で久永源兵衛と久貝忠三郎のやり取りの手紙を八田家の元祖五郎左衛門以来八田家で所持していますので写しを差し上げます。とあり大坂の陣の頃には久貝忠三郎の配下であったことを示す証拠。大坂冬の陣で、久永源兵衛が久貝正俊に宛てた二通の手紙の写し、八田家が久貝の配下であったことを示す由緒として伝来したもの。

(12) 由比可兵衛由緒書抜

享保4（1719）年の由緒改めの際に作成したもので、初代が家康に従っていたとする記述がある。そして発足時からの与力家が僅か5家になったと書いている。由比可兵衛家と由比浅右衛門家、八田五郎左衛門家と八田軍平家がそれぞれ同じ家筋であると記す。

(13) 武備心得方覚書

寛政七年、城代牧野備前守参府に際し、東組与力一同が知行復活を願い、東町奉行山口丹波守を通じて城代に提出した「元知願書」。これにはもっぱら与力は西国備えとしての武が中心であったと主張している。末尾にこの書を書写することになったことの経過が書かれている。

武備心得方覚書 [22]

両御組与力之儀、元和五未年始而被仰付候、与力共不時就御用、西国筋江被遣候儀可有之間、人夫等為連候旁河内之国内ニ而知行所被下置候（中略）

右武備心得之書者八田五郎左衛門文作ニ而、先御奉行坂部能登守殿江も入御覧置候処、此度御城代牧野備前守殿御参府ニ付、元知願書差出度、東御組一同相談之

上、御奉行山口丹波守殿江も入御覧、右文面を御頭方御書取二いたし、則備前守殿江丹波守殿が御差出有之、東御組一同元知願書差出候事

寛政七卯年

右五郎左衛門が借請写之

夫書を好ものやまりてハ、遠きに求めて、ちかきを失ふにいたること有、古や学者の享ける所にして人のためにするの類かさハ八田氏定保後に幸亭幸生と改め号せられて、子弟を導くにいと深切なり、繁き務のいとまにハ、散を遣むと古史・旧記を熟読し、聖經に可否を正して許多の書を著述せらる、予も年比教育の恩恵を受たり、見る所の書を与ふて写せるもの今一編の書となしぬ

実に当職の金言にして終食のあひたもわする、へからさる急務の書なれハ、亦自家の子孫たちに与ふ、猶拳々服膺して失ふ事なくハ楚人乃所謂宝にして万代不易の賜ならんかし

文化四 (勝部) 元春誌

卯林鐘 (印) (印)

4. おわりに

大坂町奉行所の与力は、はじめは目付や鉄砲頭に附属した同心であった。いわゆる足軽同心であったのだろう。

しかし、大坂町奉行に附属したときの身分は与力身分で、同心の職禄現米10石3人扶持が200石知行取りの騎馬同心である。破格の待遇であるが、御目見得身分でもなく、三河由来と訴えても譜代ではなく、一代限りの御抱え身分でありながら拝領屋敷は約500坪の長屋門の屋敷を与えられている。この待遇を受け続けるには、日々職務を無事こなし、跡番に引き継げば職禄は保障されるのである。しかし、『金言抄』の(3)両御組与力古格追々相省候次第手覚書、(9)元和5 (1619) 年両町奉行並与力知行郷村帳、(10)先年入御覧候由緒書、(11)御陣中御先代様江之御来状、(12)由比可兵衛由緒書抜、の5点の文書には、与力は当初徳川家康に仕える家来であったが、西国抑えとして、大坂に赴任し知行200石取の身分であった。しかし元禄4 (1691) 年正月26日、廩米支給となり、現米80俵になってしまっている、戦となれば何かと不便であるからもとの知行取に戻していただきたいと上申し、創設時の由来が分かる手紙など傍証に示し、御抱え身分ではなく本来は譜代であると主張し、これらの経過を忘れぬようにと書き残している。

5代から7代の大坂東町奉行所与力八田五郎左衛門は、確認されている奉行所関係史料にほとんど関わっていたと考えられるが、「八田家文書」以外の文書がほとんど確認されていないので当然ではあるが、限られた研究者の努力によって、市場に出た「八田家文書」を収集し、各々で保存され研究が進められている。

公文書ではなく、個人の扣や覚でありながら、後世の研究者に活用されていることはこの文書類を残した八田家の

人々は大坂町奉行所内では大塩平八郎や内山彦次郎のような特別に目立った与力ではないが、能吏であったのだろう。

奉行所当番所の事務処理手続きや届出書の見本などは、備忘録として、あるいは当番所勤務のマニュアルとして、そして子弟の参考書として書き残していることは職務に忠実な与力と考えられる。

しかし、安政期の大坂西町奉行の久須美佐渡守祐雋(すけとし)は自著の『浪花の風』[23]で「士といへども土着のものは、自然此風に浸潤して廉耻の心薄く、質朴の風なし」と大坂町奉行所の与力・同心の「気風」を書き残している。結果的に西国抑えとして赴任した大坂の与力・同心は、慶應4年正月7日明け方より大坂城内の役人は全て立ち退き、天満与力衆皆立ち退き、空き家になっている。役所内のものは何もかも放り出して、帳面も金札もすべて取り放題であったと書いている。当時の大坂町奉行たちも江戸に逃げているが、やはり奉行の久須美佐渡守が云う通りの与力・同心たちであった。

大坂町奉行所から大阪裁判所と替り人材を必要とした新政府は、彼らの職務能力を必要とし、多くの人たちが雇用されているが、消息は不明である。

八田家の人々の書き残した「八田家文書」は、業務に活かされていても与力たちの精神までは届かなかつた。「八田家文書」も市場に売りに出され研究者の目に留まり今日に至っている。

引用文献

- [1] 『大日本古記録 梅津政景日記 四』東京大学史料編纂所、1957年刊、岩波書店、96頁
- [2] 『新訂増補 国史大系第39巻』吉川弘文館刊「徳川実紀 第二編」176頁
- [3] 『浪華御役録』文久元(1861)年8月版、大阪歴史博物館所蔵
- [4] 『讀史餘録』幸田成友著、1928年刊、大岡山書店、370頁
- [5] 『幕末維新町人記録』平野屋武兵衛・西天満老松町、脇田修・中川すがね編、清文堂史料叢書第70、1994年刊、158~165頁
- [6] 『大阪市史引用書解題未定稿(上)』大阪市史編纂所、2002年刊、大阪市史史料第59輯、解題112~118頁
- [7] 『国家学会雑誌48巻9号』国家学会、1934年刊、49~51頁
- [8] 『大阪の町奉行所と裁判』春原源太郎著、富山房、1962年10月刊、19頁
- [9] 『近世法実務の研究 全二冊』神保文夫著、汲古書院刊、2021年刊
- [10] 『館藏品目録 考古・歴史の部 11 古文書Ⅱ』神戸市立博物館、1994年3月刊、1~9頁
- [11] 『大塩研究 第26号』、大塩事件研究会、1989年7月刊、49~55頁

- [12] 「与力・同心論—十八世紀後半の大坂町奉行所を中心に—」 曾根ひろみ著，神戸大学教養部『論集』40号，1987年刊，51～80頁
- [13] 『希有第十六輯 大阪商史學資料百種展観書解説』大阪商史學研究室，1926年12月刊，国立国会図書館でデジタルデータ化され公開されている
- [14] 『古坂大坂地図解説』佐古慶三編，だるまや書店，1924年8月刊
- [15] 『日本社会経済史』本庄栄治郎著，改造社，「経済学全集，第30巻」1928年刊
- [16] 『佐賀藩藏屋敷拂米制度』，佐古慶三著，大阪市立高等商業學校大阪商史學研究室紀要，第1冊，大阪史學會，1927年4月刊
- [17] 『道頓堀裁判』牧英正著，岩波新書[特装版]，1983年刊，226頁
- [18] 科研究課題1999年～2000年『八田家文書と「唐人殺し」の文芸に関する研究』の実績報告書研究概要より
- [19] 「元和五未年々享保五子年迄古例集 浅羽」（元和5年～宝暦11年）『支配 I』商業史博物館史料叢書第十卷 大阪商業大学商業史博物館発行，2006年刊。「浅羽」は大坂東町奉行所与力である
- [20] 「両御組与力古格追々相省候次第手覚書」『新修大阪市史 史料編 第七卷 近世Ⅲ 近世2』大阪市，2012年刊，289頁
- [21] 「寶暦十二壬午年閏四月私由緒書之趣忠左衛門様御頼ニ付書拔仕江戸表江差出候扣」前出[20]，302頁
- [22] 『武備心得方覚書』前出[20]，307～310頁
- [23] 『浪花の風』久須美祐雋著，日本随筆大成第3期第5巻，日本随筆大成編集部編，吉川弘文館，1995年8月刊，389頁大阪市立図書館電子書籍EBSCO e-booksより閲覧